



国土交通省または全ト協が制作したマニュアルについては、マニュアルと申請事業所名が確認できるものを一緒に撮影した写真での提出はOK。



マニュアルのみの写真、マニュアルのみの写真の上から申請事業所名を記載したものは認めない。